

第15回いい人見つけて結婚しよう

結婚を希望する人に楽しい出会いの場を提供します。津市少



子化対策地域支援活動事業による補助金を受けたイベントです。

日 2月19日(日)11時30分～15時30分 **場** 県生涯学習センター4階大・中研修室(県総合文化センター内) **対** 市内に在住・在勤・在学、または津市に興味のある28～40歳程度の独身の人 **定** 抽男女各26人 **費** 1,000円

申 1月10日(火)までに、はがきまたはEメールで住所、氏名、年齢、性別を、津シルバークラブ(〒514-0831 本町17-10 中森宛、tsusilverclub@gmail.com)へ **問** 同クラブ担当(☎090-6642-0983)

第6回齋藤拙堂顕彰

「小中学生書道展」作品

内 課題を書道紙(縦67.5cm×横17.5cm)に縦書き ※小学生は楷書、中学生は楷書または行書

| 学年 | 課題 |
|-------|------|
| 小学1年生 | おしろ |
| 小学2年生 | みどり |
| 小学3年生 | せつどう |
| 小学4年生 | 入徳門 |
| 小学5年生 | 有造館 |
| 小学6年生 | 拙堂文話 |
| 中学生 | 月瀬記勝 |

対 市内または近隣市町に在住の小中学生

申 12月1日(木)～1月15日(日)に齋藤拙堂顕彰会書道展展覧会事務所(〒514-0065 河辺町3047-14 稻垣宛)へ ※応募は1人1点

作品展示

日 3月3日(金)～5日(日)9時30分～16時30分 ※5日は14時まで **場** 津リージョンプラザ3階生活文化情報センター(展示室)

問 同事務所(☎224-3670)

健康

認知症の人と家族の会 津地区つどい

認知症の人や家族介護者、専門職等が集まり、介護の悩み解決に向けて意見や情報を交換します。

日 12月10日(土)10時～12時 **場** 新町会館研修室1 **対** 認知症の人や家族介護者 **定** 30人 **費** 200円(認知症の人は無料)

申 認知症の人と家族の会三重県支部担当(☎090-6462-8365)へ

暮らしの保健室

日 12月15日(木)10時～12時 **場** 県立看護大学(夢が丘一丁目) **内** 看護職による健康チェック、健康相談、フットケア、ハンドマッサージなど **費** 100円(フットケア・ハンドマッサージは各200円追加、**定** 先10人程度)

問 同大学(☎233-5655)

薬を知る講座

日 12月11日(日)10時～12時 **場** 津リージョンプラザ3階第7会議室 **内** 「胃腸の病気とお薬について」をテーマに薬剤師による薬の効能等の解説 **定** 先20人 ※予約不要 **問** 津薬剤師会(☎255-4387)

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するサポーターを養成する講座です。

日 12月25日(日)10時30分～12時 **場** 津センターパレス2階会議室 **定** 先20人

申 12月8日(木)から、だいじこファミリー担当(☎090-7300-5840)へ

無料相談

司法書士による相談会

日 12月14日(水)13時30分～16時30分 **場** 市本庁舎 **内** 相続(相続税を除く)、多重債務、金銭問題

など **定** 先8人(新規優先)

申 12月6日(火)8時30分から地域連携課(☎229-3105)へ

法的な困りごとは法テラスへ

日 毎週月～金曜日9時～21時、土曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く) **内** 法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供

問 法テラスサポートダイヤル(法的トラブル)…☎0570-078374、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル…☎0120-079714

社労士による労働相談(要予約)

日 毎週水曜日13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県社会



保険労務士会(島崎町) **内** 解雇、賃金、職場でのハラスメント、人事、配置転換、労働契約などの相談

申 同会総合労働相談所(☎228-6064)へ

不動産相談所(面談は要予約)

日 毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～15時(祝・休日、年末年始を除く)



場 三重県不動産会館(上浜町一丁目) **内** 不動産取引などに関する相談(電話相談も可)

申 月～金曜日10時～12時、13時～15時に三重県宅地建物取引業協会津支部(☎227-1010)へ

交通事故面談相談(要予約)

日 毎週火・金曜日(祝・休日、年末年始を除く)



場 三重弁護士会館(丸之内養正町) **内** 交通事故に関する相談

申 月～金曜日9時～17時に同弁護士会(☎228-2232)へ